

令和元年度事業報告

事業概要

新たな元号「令和」が始まり、当協会も新執行体制のもと、社員並びに関係各位のご支援、ご協力をいただきながら着実な事業執行を目指し、今年度前半までは、順調に公益目的事業を実施して参りました。しかし、本年2月頃から日本国内での新型コロナウイルス感染事例が発覚するや、瞬く間に感染拡大し、4月には緊急事態宣言が発令されるなど、社会全体の経済活動、社会活動が一気に停止または停滞することとなりました。これに伴い、当協会の公益目的事業の一部も事業執行を遅延又は中止せざるを得ない事態となりました。

現在、緊急事態宣言は解除されたものの、まだまだ予断を許さない状況が今後も当面の間、続くものとされております。この状況下において、いかに円滑に事業を執行していくのかを模索しながら、協会全体として一致団結をし、この難局を乗り越えていきたいと考えております。

さて、今年度の公益目的事業の実施状況についてですが、登記基準点設置事業につきましては、事業計画に基づき、北部地区（大宜味村・東村地内）において新たな登記基準点22点を設置するため、関係各署より建標承諾をいただき、20点の埋設作業を完了させております。残り2点につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、関係部署の事務停滞により、年度内での建標承諾手続きが完了できず、設置することができませんでした。なお、作業は、引き続き進めております。

また、当協会ホームページ上で公開しております登記基準点閲覧システムの利用状況につきましては、今年度は1,278件のアクセスがありました。

境界標埋設事業については、14条地図作成作業や地籍調査業務、里道・水路表題登記等、大型公共事業をはじめ、より多くの業務でも設置できるよう継続して作業しています。

地図整備の促進等に係る事業については、那覇市泊一丁目、二丁目地区において14条地図作成作業が無事完了しました。引き続き

那覇市泊三丁目、前島三丁目地区において継続して作業を実施しておりますが、ここにおいても新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一筆地調査業務が約2ヶ月間中断するなど大きな影響が出ております。

不動産に関する権利の明確化推進のための普及啓発事業については、講演会開催に向けて準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止並びに聴講者、講師、社員等関係者の生命と健康の維持・保全の観点から今年度の講演会は中止としました。

なお、この普及啓発事業の一環として、昨年10月7日から11日まで沖縄県庁県民広場にて開催されました「土地月間パネル展」において、沖縄県土地家屋調査士会のご協力のもと、パンフレット配布とポスター掲示を行い、多くの方に境界標の重要性をアピールすることができました。

会務運営については、協会からの社員向け情報発信並びに協会運営、事業運営に係る協会・社員間の相互連絡ツールとして、また、業務管理ツールとして、グループウェア「サイボウズ Office」を導入し、各社員にユーザーアカウントを付与しました。

また、今年度も多くの社員の意見を直に聴取するため、従たる事務所における意見交換会を実施しました。残念ながら八重山事務所での実施はできませんでしたが、参加した社員からは、登記基準点の実施地区に関する要望や公共嘱託登記事業や地図整備事業の円滑な実施に関する意見や要望、また、協会運営に関する質問や提案が出され、有意義な時間となりました。

なお、意見交換会での社員の皆様からの提案の中には、昨年10月31日未明の火災により焼失した、首里城の復旧・復興のための寄附を提案する声もあり、理事会で審議した結果、首里城の再建を願い、沖縄県の「首里城火災復旧・復興支援寄附金」に金1,000,000円を寄附いたしました。

今後も、このように意見交換会で得た意見や提案等をもとに、より充実した会務運営とより円滑な公益目的事業の実施に努めていきたいと考えております。

なお、公益目的事業とその他事業の詳細については下記のとおりです。

I. 不動産に関する権利の明確化推進事業

(公益目的事業)

(1) 登記基準点設置事業

この事業で、登記基準点の設置点数が増加することにより、将来にわたって土地境界が安定します。今年度は、沖縄本島北部地区（大宜味村・東村地内）において、20点の建標承諾申請、基準点標識の設置を行いました。

残り2点については、引き続き作業を進めております。

(2) 境界標埋設事業

この事業で、境界標埋設の点数が増加することにより、個々の土地境界が明確なものとなります。土地境界紛争の未然防止のため、特に大型公共事業について、官公署及び地権者への趣旨説明を十分行い、設置しました。

<境界標埋設点数>

令和元年度 2, 237点

(3) 官公署の未登記建物の表題登記実施事業

官公署所有建物は、地域のランドマーク的存在として、位置情報の機能を有しています。この事業により、地域のランドマーク的な建物を登記することで位置を確定します。

今年度は、沖縄県立芸術大学の第1・第2キャンパス（首里当蔵町）、第3キャンパス（首里金城町）、第4キャンパス（首里崎山町）の建物計14棟を登記しました。

なお、本年3月30日に登記完了証を沖縄県立芸術大学に贈呈しております。

また、平成30年度に作業中でありました沖縄県立若夏学院の建物登記につきましては、令和元年7月に登記完了し、同年8月7日に登記完了証を贈呈しております。

(4) 地図整備の促進等に係る事業

この事業は、国土の利用、整備、保全に必須の登記所に備え付けられる公図が作成されます。このことは、土地所有者の土地の境界、形状の確定であり、県民の財産の確定となります。

今年度は下記地区で実施しました。

< 地図整備実施地区 >

登記所備付地図作成作業

① 那覇市泊一丁目、同二丁目地区

総筆数 : 822筆
確定数 : 819筆
確定率 : 99.62%
筆界未定総数 : 3筆

② 那覇市泊三丁目、前島三丁目地区

一年目作業

実態調査 筆数 : 683筆
所有者数 : 1,041名
面積 : 0.264km²
基準点設置 4級基準点 : 144点

地籍調査業務（復元測量、FⅡ、G、H工程）

① 那覇市字寄宮・長田一丁目・識名一丁目地区

調査面積 : 0.092km²
筆数 : 452筆

(5) 公共囑託登記に係る事業

この事業は、官公署等からの依頼を受けて、不動産の表示に関する登記について、必要な土地又は家屋に関する調査又は測量、登記の申請手続きについて法務局に提出する書類又は電磁的記録の作成及び登記の申請手続きの代理を行いました。

この事業により、土地の筆界が明確になり、県民の財産が守られます。公正、正確さが求められ、業務処理システムの構築は、県民の財産の擁護となります。業務の工程管理を徹底し、より高品質の成果の提供に努力しました。

< 嘱託登記事件 >

令和元年度 総事件数 310 件

(北部 65 件、中部 73 件、南部 107 件、
宮古 37 件、八重山 28 件)

(6) 普及事業

一般及び官公署を対象として講演会を令和 2 年 5 月 21 日に予定し、準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、聴講者、講師、社員等関係者の生命と健康の維持・保全の観点から今年度の講演会は中止としました。

なお、官公署職員を対象とした公共嘱託登記業務に関する勉強会については、次のとおり実施し、また、沖縄県用地担当職員を対象とした実務研修会には、講師を派遣いたしました。

< 公共嘱託登記業務勉強会 >

日 時：令和元年 7 月 2 日（火）午後 2 時より
場 所：沖縄県 北部土木事務所
講 師：崎浜昇 北部事務所長
内 容：地積測量図と不動産調査報告書
参加人数：14 名
参加費：無料

< 令和元年度用地職員実務研修会 >

日 時：令和元年 11 月 1 日（金）午前 10 時より
場 所：沖縄県土地開発公社 5F 会議室
講 師：翁長宏一朗 業務研修部長
内 容：地積測量図と不動産調査報告書
参加人数：56 名
参加費：無料

Ⅱ．境界等に関する研修及び講習会開催事業

(その他の事業)

社員を対象に、専門知識及び技術の向上を図ることを目的とし、公共嘱託登記等に関する研修を令和2年5月21日に予定し、準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、講演会と同様、社員研修会の開催を中止することとしました。